
内部統制の向上支援について

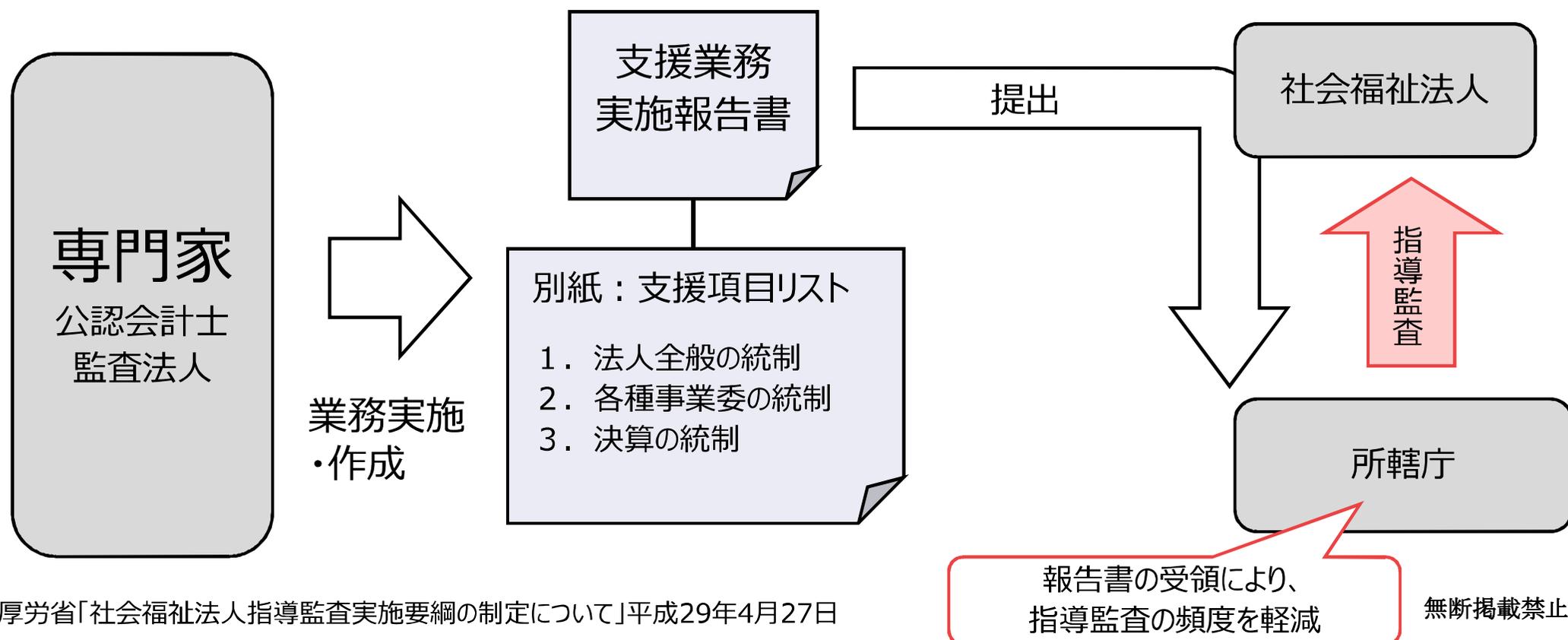
日本公認会計士協会 非営利法人委員会
非営利業務支援専門部会 社会福祉法人分科会長

馬場 充

無断掲載禁止

財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務の概要

- 会計監査人非設置の法人に対して、内部統制の構築・運用を支援し、チェックする。
当該業務を受けることにより、所轄庁による指導監査の周期を延長、検査項目の一部省略※。
- 主な対象は、収益10億超／負債20億超の、将来法定監査の導入される可能性のある規模に該当する法人を想定



※ 厚労省「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」平成29年4月27日

会計監査人非設置の社会福祉法人における財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務

(非営利法人委員会研究報告第32号 6)

1. 専門家による支援（国の通知における取り扱い）

「会計監査及び専門家による支援等について」（平成29年4月27日 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）において、専門家による支援は、支援を受ける法人の事業規模や財務会計に係る事務体制等に即して、必要に応じて行われるものであり、毎年度、「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援」又は「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援」を受けると規定されている。

2. 業務の内容

法人と公認会計士若しくは監査法人との間で締結する契約に基づき、公認会計士若しくは監査法人により、課長通知の別添 1「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書」に記載された支援項目等に関連して、発見された課題及びその課題に対する改善の提案を報告する。

3. 一般監査の実施の周期の延長又は指導監査事項の省略

所轄庁は、計算関係書類に加えて、法人から課長通知の別添 1「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書」の提出を受け、周期の延長又は指導監査事項の省略を判断する。

無断掲載禁止

内部統制の向上に対する支援業務の実施に当たって留意すべき事項

(非営利法人委員会研究報告第32号)

1. 業務の種類(非保証業務)

支援業務実施先の社会福祉法人の業務運営の適正性、計算書類の適正性を保証するものではない。業務実施者として、支援項目に記載されている各項目等に関連して、経営の透明性向上や内部統制の向上の観点から、課題として認識した事項について、社会福祉法人に指摘し改善を促すためにある。(非営利研究報告第32号8)

2. 支援項目

所轄庁による指導監査の簡素化を受けるためには、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成29年4月27日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知) 別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙「指導監査ガイドライン」に記載されている関係箇所についても留意する必要がある(非営利研究報告第32号11)。

3. 財務会計に関する内部統制に対する支援項目リスト

- (1) 法人全般の統制
- (2) 各種事業の統制
- (3) 決算の統制

無断掲載禁止